

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第8号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年10月24日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日に〇〇町〇〇前後の市道を封さした時の私に関する全ての文章（メモ、警察が現場で書いた文章を含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件請求情報」という。）の存否を答えるだけで、法第78条第1項第5号に規定された不開示情報を開示することとなるとして、法第81条及び第82条第2項の規定により、自己情報存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年11月6日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年11月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

4 口頭意見陳述

諮問実施機関は、審査請求人の申立に基づき、令和7年9月30日に行政

不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第2項に定める口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が「存秘（原文ママ）応答拒否処分通知書」とした当該文書の内容は憲法違反の違法行為である。

個人情報の保護に関する法律第78条に該当しない。

不開示とした実施機関の判断は証拠隠滅のための違法行為である。

国民の権利を侵害する何等法的根拠もなく事前事後も説明もなく公利公益性もない違法な行政行為でありその犯行を隠蔽する為に組織が計画的に行った犯罪行為であり直ちにその情報を公開するべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 対象個人情報について

本件開示請求の対象となる保有個人情報（以下「対象個人情報」という。）は、令和〇年〇月〇日に審査請求人に対する警察の措置に係るものであり、当該対象個人情報の存否を明らかにすることは、特定場所における警備実施事実を明らかにすることとなる。

2 存否応答拒否制度について

自己情報開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しな

い場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、保護されるべき利益を損なうことがあり、法律においても、存否応答拒否制度は、第 81 条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

3 存否応答拒否とした理由

本件開示請求は、審査請求人に対して執った警察の措置に対する開示請求と同義のものと認められ、これに対する情報の存否について開示した場合、警察がどのような者に対し、どのような時、場所、方法で警備を行っているかという警備手法を明らかにすることとなる。

不法行為を企図する者等が、当該警備の対象となる者等へ危害を与える目的で、これらの警備手法に係る情報を収集分析することにより、各種活動を潜在化、巧妙化させ、警備体制の強弱や傾向を推測し、警察の警備活動の間隙を縫って犯罪行為等を敢行することが容易となり、もって犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上を踏まえ、令和〇年〇月〇日に、審査請求人に対して執った警察の措置に係る情報は、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する情報であり、また同法第 81 条に該当するものと判断し、本件処分を行ったものである。

4 審査請求人の主張に対する弁明

本件処分については、前 3 のとおり、法第 81 条及び第 82 条 2 項に基づいて行われた適法な処分であり、審査請求人による

- 実施機関が「存否応答拒否処分通知書」とした当該文書の内容は憲法違反の違法行為である
- 個人情報の保護に関する法律第 78 条に該当しない
- 不開示とした実施機関の判断は証拠隠滅のための違法行為である

- 国民の権利を侵害する何等法的根拠もなく事前事後の説明もなく公利
公益性もない違法な行政行為でありその犯行を隠蔽する為に組織が計画
的に行った犯罪行為であり直ちにその情報を公開するべきである
との主張については失当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求は、審査請求人に対する
警察の措置に対する開示請求と同義のものであり、当該情報は、法第78条第
1項第5号に規定する情報に該当し、本件開示請求に係る保有個人情報の存
否を答えると、法第78条第1項第5号に定める不開示情報を開示することと
なるとして、法第81条の規定に基づき保有個人情報の存否を明らかにせずに
本件開示請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件請求情報の開示を求めていることから、
以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在
しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、
行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開
示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らか
にした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場
合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有する個人情報によっては、存在しているか否かを答えるだ
けで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害
したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあ
り得る。

このため、法第81条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしな
いで、自己情報開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定して
いるものである。

(2) 本件請求情報に係る法第78条第1項第5号該当性について

法第78条第1項第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある保有個人情報を開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

本件請求情報は、「令和〇年〇月〇日に〇〇町〇〇前後の市道を封さした時の私に関する全ての文章(メモ、警察が現場で書いた文章を含む。)」であるところ、実施機関は、弁明書において、「本件開示請求は、審査請求人に対して執った警察の措置に対する開示請求と同義のものと認められ、これに対する情報の存否について開示した場合、警察がどのような者に対し、どのような時、場所、方法で警備を行っているかという警備手法を明らかにすることとなる。不法行為を企図する者等が、当該警備の対象となる者等へ危害を与える目的で、これらの警備手法に係る情報を収集分析することにより、各種活動を潜在化、巧妙化させ、警備体制の強弱や傾向を推測し、警察の警備活動の間隙を縫って犯罪行為等を敢行することが容易となり、もって犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」と主張している。

当審査会から実施機関に確認したところ、実施機関は、本件請求情報については、本件開示請求に係る場所付近における警備活動に関する情報と捉えたと説明する。

実施機関が、本件請求情報を、特定場所における警察活動に関する情報と捉え、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と

秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして法第 78 条第 1 項第 5 号の不開示情報に該当すると主張することについては、不自然・不合理な点があるとはいえず、実施機関が認めるにつき相当な理由があるものと認められる。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関は、仮に文書の存否を明らかにした場合、審査請求人の本件開示請求の内容にある令和〇年〇月〇日に〇〇町付近において、個別の警備活動が行われている、あるいは行われていないとの情報が明らかになり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかしながら、本件開示請求の内容が、上記第 2 の 1 のとおりであることからすると、本件開示請求に係る場所付近において警察官と審査請求人との間に何らかの接触があり、実施機関において本件開示請求に係る文書が作成されていると審査請求人が考えることは不自然とはいえない。

したがって、本件請求情報については、その存否を答えるだけで、法第 78 条第 1 項第 5 号の不開示情報を開示することとなるとまでは認められない。

以上のことから、本件請求情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は、妥当とはいえない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 3 月 12 日	・ 諮問を受けた。
令和 8 年 4 月 24 日 (令和 8 年度第 1 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 5 月 29 日 (令和 8 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 6 月 26 日 (令和 8 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士